

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年 8 月30日提出
【計算期間】	第26期特定期間 （自 平成22年12月 1 日 至 平成23年 5 月31日）
【ファンド名】	新光MR F（マネー・リザーブ・ファンド）
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶嶋 文雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／債券／MR Fに属し、信用度が高く、残存期間の短い国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
単位型 追加型	国内	株 式 債 券	MM F
	海外	不動産投信	MR F
	内外	その他資産 ()	E T F
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
MR F	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR Fをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
--------	------	--------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル
	年2回	日本
	年4回	北米
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回（隔月）	欧州
	年12回（毎月）	アジア
	日々	オセアニア
	その他（ ）	中南米
不動産投信		アフリカ
その他資産 ()		中近東（中東）
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性の定義

債券 一般	目論見書または投資信託約款において、債券に主として投資する旨の記載があるものであって、公債・社債・その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

■当ファンドは国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに直接投資を行います。



b. ファンドの特色

1. 国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

◆投資対象は、わが国の国債証券・政府保証付債券・適格有価証券・適格金融商品などとし
す。

適格有価証券	投資することができる有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等 [※] から第三位（A格相当）以上の長期信用格付けまたは第二位（A-2格相当）以上の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したもの
第一種適格有価証券	適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等から第二位（AA格相当）以上の長期信用格付けまたは最上位（A-1格相当）の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したもの
第二種適格有価証券	適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの
適格金融商品	指定金銭信託を除き、投資することができる金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品

※金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者および金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。

◆外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

◆私募により発行された有価証券（短期社債などを除きます。）および取得時において償還金などが不確定な仕組債など[※]への投資は行わないものとします。

※償還金額が指数などに連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているものなどをいいます。

2. 原則として、販売会社の営業日に購入・換金が可能です。

◆購入のお申し込みは1円以上1円単位です。購入時手数料はありません。

◆換金のお申し込みは販売会社が定める単位です。換金時手数料はありません。

3. 毎日決算を行い、原則として、投資信託財産から生じる利益の全額を分配します。

◆日々の運用収益などから諸費用などを差し引いた額（純資産総額の元本超過額）を分配します。

◆収益分配金は、1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分）をまとめ、税金を差し引いた後、毎月の最終営業日に自動的に再投資されます。

◆値動きのある公社債などに投資しますので、収益分配金は運用実績により変動します。あらかじめ一定の成果をお約束するものではありません。

主な投資制限

①わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。

②指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。

- ③投資信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。
- ④有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。
- ⑤公社債の借入れの取引期間については、1年を超えないものとします。
- ⑥有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
- ⑦第一種適格有価証券、または適格金融商品のうち第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金などを含みます。以下⑧および⑨において同じ。）への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧第二種適格有価証券および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の1%以下とします。
- ⑨適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記⑦および⑧の規定を適用しません。
同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記⑦または⑧の適用を受ける有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- ⑩外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

c. 信託金限度額

委託者は受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。

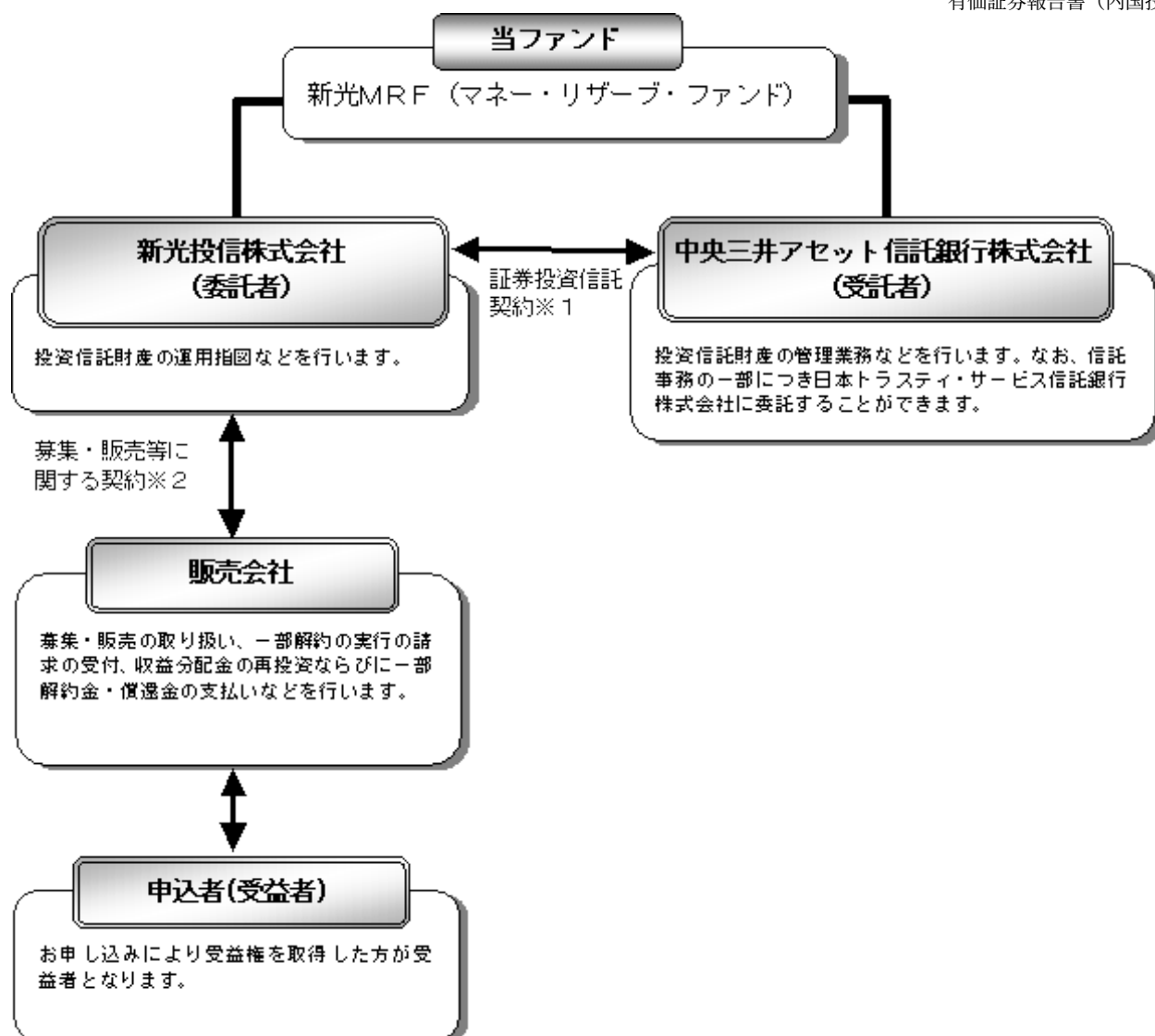
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成10年6月1日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成12年10月31日	株式会社大和銀行を受託者とし新光投信株式会社を委託者とする追加型公社債投資信託「太陽MR F（マネー・リザーブ・ファンド）」の投資信託財産を統合し、名称を「新和光MR F（マネー・リザーブ・ファンド）」から「新光MR F（マネー・リザーブ・ファンド）」に変更
平成12年11月15日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成23年6月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可

平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ
なし認可

平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更
(ハ) 大株主の状況

(平成23年6月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

- ① 内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。
- ② 投資することができる有価証券は、約款第15条第1項に定める有価証券とします。

同項に定める有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等（金商法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。以下同じ。）から第三位（A格相当）以上の長期信用格付けまたは第二位（A-2格相当）以上の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託者が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。

- ③ 投資することができる金融商品は、約款第15条第2項に定める金融商品とします。

指定金銭信託を除き、同項に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。

- ④ 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

(ロ) 投資態度

- ① 内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。
- ② 私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行わないものとします。

(ハ) 主な投資制限

- ① わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。
- ② 指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品

以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。

- ③ 投資信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。

約款第18条の規定にかかる公社債の借り入れの取引期間については、1年を超えないものとします。

- ④ 有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
- ⑤ 適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等から第二位（AA格相当）以上の長期信用格付けまたは最上位（A-1格相当）の短期信用格付けを受けているものもしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託者が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む、下記⑥および⑧において同じ。）への投資割合はこれらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の1%以下とします。
- ⑦ 上記⑤および⑥の組入制限には、約款第18条の規定による借り入れにかかる公社債を含むものとします。
- ⑧ 適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記⑤および⑥の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記⑤または⑥の適用を受ける有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- ⑨ 上記⑤、⑥、⑦および⑧に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。
- ⑩ 有価証券の貸し付けは、約款第17条の範囲で行います。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる上記「b. 運用の方法、（イ）主要投資対象」の規定を準用します。
- ⑪ 公社債の借り入れは、約款第18条にしたがって行います。この場合において、借り入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。
- ⑫ 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

(2) 【投資対象】

運用の指図範囲

- (イ) 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図

しません。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および新株予約権付社債券を除きます。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

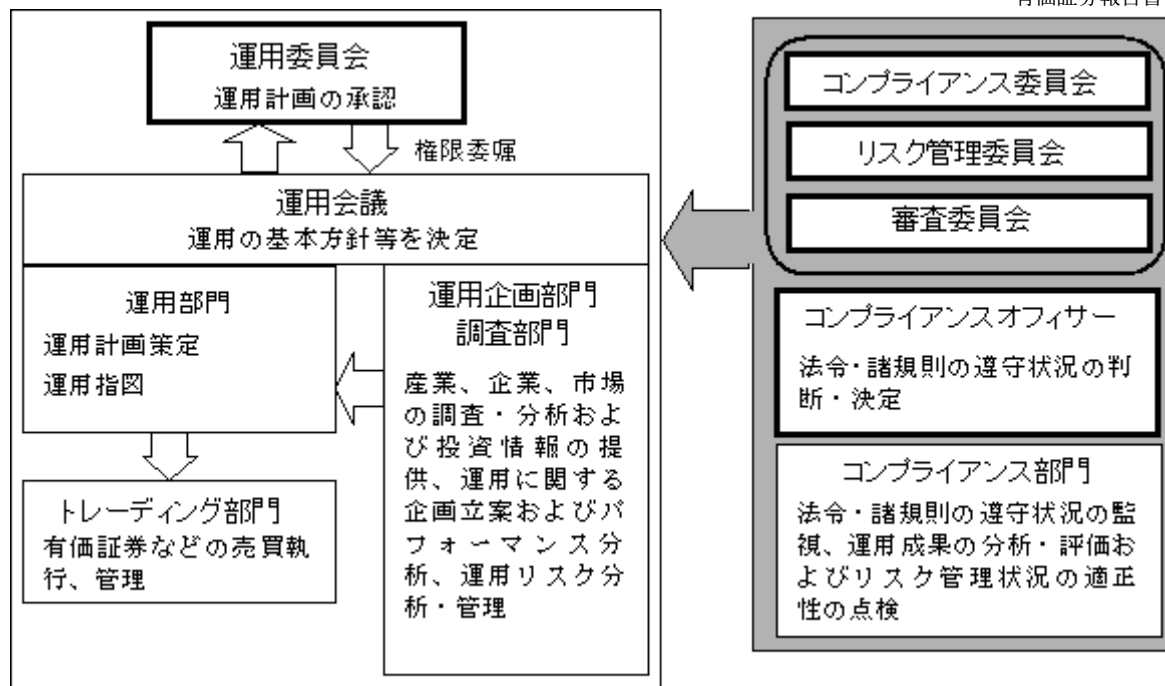
（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



※上記は平成23年8月30日現在のものであり、今後変更になることがあります。

●PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）およびコンプライアンスオフィサー（1名）はこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

●DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

●SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

＜受託者に対する管理体制＞

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a. 収益分配は、原則として、投資信託財産から生じる利益の全額を、毎日分配します。
- b. 投資信託財産から生ずる利益（第1号に掲げる収益等の合計額が第2号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として投資信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（第1号の合計額が第2号の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。
 1. 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
 2. 毎計算期間における信託報酬、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用
- c. 受益者の分配金は、原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる分をまとめ、課税対象者にかかる税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

- a. わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。
- b. 指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。
- c. 投資信託財産に組み入れられた有価証券等の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。

約款第18条の規定にかかる公社債の借入れの取引期間については、1年を超えないものとします。
- d. 有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
- e. 第一種適格有価証券、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む、下記f. およびh. において同じ。）への投資割合はこれらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- f. 第二種適格有価証券および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の1%以下とします。
- g. 上記e. およびf. の組入制限には、約款第18条の規定による借入れにかかる公社債を含むものとします。
- h. 適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記e. およびf. の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記e. またはf. の適用を受ける有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- i. 上記e. 、f. 、g. およびh. に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない

事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。

j. 有価証券の貸し付けは、約款第17条の範囲で行います。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる上記「（1）投資方針、b. 運用の方法、（イ）主要投資対象」の規定を準用します。

k. 公社債の借り入れは、約款第18条にしたがって行います。この場合において、借り入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。

l. 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

m. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

n. 外国為替予約の指図

委託者は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券が、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。

o. 私募有価証券等への投資制限

委託者は、信託金を、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

p. 公社債の貸し付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を下記（ロ）の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

（ロ）公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ハ）上記（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）委託者は、公社債の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

q. 公社債の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中より支払われます。

r. 資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）借入れの指図は、受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間あるいは受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間において、投資信託財産が当該投資信託財産にかかる解約代金の支払いに应ずるための資金手当（解約代金の支払いのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を借入残高の限度額として資金の借入れ（コール市場を通ずる場合を含む。）を行う場合に限るものとします。

（ハ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

s. 受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

（ロ）上記（イ）の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

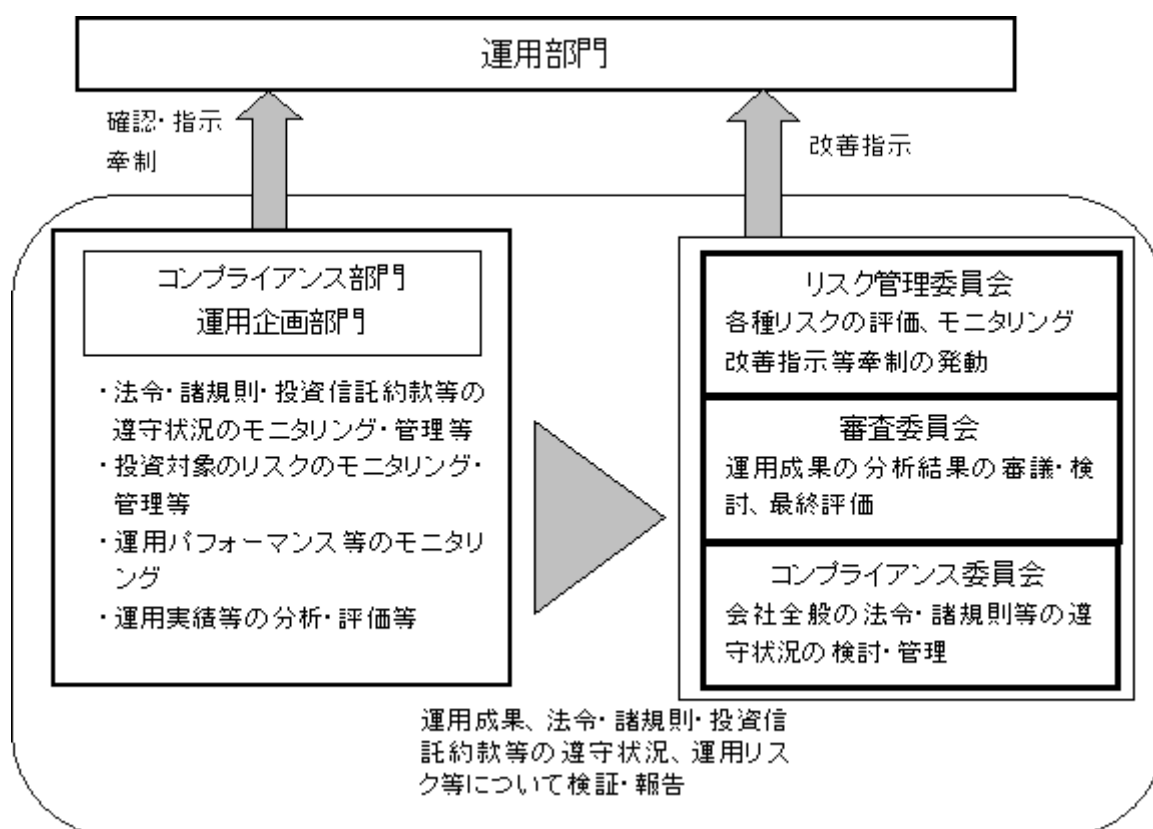
（イ）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ロ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

- (ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ニ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ホ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要
(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料はありません。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる税金	・分配金に対する所得税・地方税
ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金	●解約・償還時の手数料等はありません。	
	◎解約代金*・償還金にかかる税金	・元本超過額に対する所得税・地方税 ・再投資前の分配金に対する所得税・地方税

*受益者が別に定める契約を解除する場合にのみ、再投資前の分配金に対して課税されます。

※税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ご解約時の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

a. 信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の100以内の率（1.00%以内）とし次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

(イ) 各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の10を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年10,000分の20以下の場合には、年10,000分の20以内

の率（0.20%以内）とします。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内とします。

b. 上記a. の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (信託報酬率が年率 0.20%の場合)	委託者	信託元本に対し年 0.0373%
	販売会社	信託元本に対し年 0.1460%
	受託者	信託元本に対し年 0.0167%

・販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、当該配分に対する消費税等に相当する金額を含みます。

※平成23年6月30日時点での信託報酬率は、年率0.03%となっています。

（4）【その他の手数料等】

a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息ならびにこれら諸経費にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b. 投資信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、毎月の最終営業日または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

（5）【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金および償還時の元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金および償還時の元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

c. 障害者等の少額貯蓄非課税制度（障害者等のマル優制度）について

当ファンドは障害者等のマル優制度適格の投資信託です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成23年6月30日現在）

分類	資産の種類		国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価	公社債券	国債証券	日本	円	時価	%
				157,976,769,160		53.0
			小計	円	—	%
				157,976,769,160		53.0

証券	コマーシャル・ ペーパー	日 本	円	取得価額に 未収利息を加算	%
		小 計	円	—	%
			76,988,981,394		25.8
その他 資産	コール・ローン等	日 本	円	負債控除後の 取得価額	%
			63,372,505,970		21.2
—	純資産総額	円		—	% 100.0
		298,338,256,524			

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

（平成23年6月30日現在）

順位	銘 柄 名	国・ 地域	種 類	額面（円）	帳 簿 価 額		評 価 額		利率 （%）	償還期限	投資 比率 （%）
					単価 （円）	金 額 （円）	単価 （円）	金 額 （円）			
1	第182回国庫短期証券	日本	国債証券	24,000,000,000	99.99	23,999,799,145	99.99	23,999,799,145	0.0000	2011.07.04	8.04
2	第189回国庫短期証券	日本	国債証券	22,800,000,000	99.99	22,798,181,820	99.99	22,798,181,820	0.0000	2011.08.01	7.64
3	第183回国庫短期証券	日本	国債証券	18,500,000,000	99.99	18,499,481,366	99.99	18,499,481,366	0.0000	2011.07.11	6.20
4	第186回国庫短期証券	日本	国債証券	18,000,000,000	99.99	17,999,107,604	99.99	17,999,107,604	0.0000	2011.07.19	6.03
5	東日本旅客鉄道	日本	コマーシャル ・ ペーパー	13,000,000,000	—	12,999,686,578	—	12,999,834,738	—	—	4.35
6	第163回国庫短期証券	日本	国債証券	13,000,000,000	99.99	12,999,737,897	99.99	12,999,737,897	0.0000	2011.07.08	4.35
7	中国電力	日本	コマーシャル ・ ペーパー	12,000,000,000	—	11,997,268,664	—	11,997,569,697	—	—	4.02
8	九州電力	日本	コマーシャル ・ ペーパー	12,000,000,000	—	11,995,487,490	—	11,997,333,189	—	—	4.02
9	中部電力	日本	コマーシャル ・ ペーパー	11,000,000,000	—	10,994,515,379	—	10,996,842,554	—	—	3.68
10	関西電力	日本	コマーシャル ・ ペーパー	10,000,000,000	—	9,997,214,276	—	9,998,211,769	—	—	3.35
11	第188回国庫短期証券	日本	国債証券	9,200,000,000	99.99	9,199,433,677	99.99	9,199,433,677	0.0000	2011.07.25	3.08
12	東京瓦斯	日本	コマーシャル ・ ペーパー	9,000,000,000	—	8,999,630,640	—	8,999,920,842	—	—	3.01
13	第190回国庫短期証券	日本	国債証券	6,000,000,000	99.99	5,999,506,838	99.99	5,999,506,838	0.0000	2011.08.08	2.01
14	第200回国庫短期証券	日本	国債証券	6,000,000,000	99.99	5,999,498,930	99.99	5,999,498,930	0.0000	2011.08.03	2.01
15	北陸電力	日本	コマーシャル ・ ペーパー	5,000,000,000	—	4,999,048,945	—	4,999,643,350	—	—	1.67
16	沖縄電力	日本	コマーシャル ・ ペーパー	5,000,000,000	—	4,998,532,485	—	4,998,625,255	—	—	1.67
17	第170回国庫短期証券	日本	国債証券	3,500,000,000	99.98	3,499,520,167	99.98	3,499,520,167	0.0000	2011.08.10	1.17
18	第176回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.97	2,999,253,789	99.97	2,999,253,789	0.0000	2011.09.09	1.00
19	第191回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.95	2,998,796,586	99.95	2,998,796,586	0.0000	2011.11.10	1.00
20	第198回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.95	2,998,566,921	99.95	2,998,566,921	0.0000	2011.12.09	1.00
21	第192回国庫短期証券	日本	国債証券	2,500,000,000	99.98	2,499,689,670	99.98	2,499,689,670	0.0000	2011.08.15	0.83
22	第184回国庫短期証券	日本	国債証券	2,500,000,000	99.96	2,499,159,200	99.96	2,499,159,200	0.0000	2011.10.11	0.83
23	第194回国庫短期証券	日本	国債証券	2,000,000,000	99.98	1,999,708,556	99.98	1,999,708,556	0.0000	2011.08.22	0.67
24	第165回国庫短期証券	日本	国債証券	1,500,000,000	99.92	1,498,854,537	99.92	1,498,854,537	0.0000	2012.01.20	0.50
25	第172回国庫短期証券	日本	国債証券	1,500,000,000	99.89	1,498,420,468	99.89	1,498,420,468	0.0000	2012.02.20	0.50

26	第193回国庫短期証券	日本	国債証券	1,500,000,000	99.88	1,498,242,958	99.88	1,498,242,958	0.0000	2012.05.21	0.50
27	第201回国庫短期証券	日本	国債証券	1,500,000,000	99.87	1,498,158,233	99.87	1,498,158,233	0.0000	2012.06.20	0.50
28	第178回国庫短期証券	日本	国債証券	1,500,000,000	99.87	1,498,083,890	99.87	1,498,083,890	0.0000	2012.03.21	0.50
29	第121回国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	99.99	999,932,106	99.99	999,932,106	0.0000	2011.07.20	0.33
30	第195回国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	99.99	999,931,932	99.99	999,931,932	0.0000	2011.07.25	0.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成23年6月30日現在）

種 類	投資比率（％）
国 債 証 券	52.95
コマーシャル・ペーパー	25.80
合 計	78.75

株式業種別投資比率（平成23年6月30日現在）

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

（単位：円）

期 間		純資産総額 （分配落ち）	純資産総額 （分配付き）	基準価額 （分配落ち）	基準価額 （分配付き）
第7期特定期間	平成13年11月30日	98,821,361,698	—	10,000	—
第8期特定期間	平成14年 5月31日	117,642,411,514	—	10,000	—
第9期特定期間	平成14年11月30日	108,765,507,341	—	10,000	—
第10期特定期間	平成15年 5月31日	117,322,159,816	—	10,000	—
第11期特定期間	平成15年11月30日	162,614,380,199	—	10,000	—
第12期特定期間	平成16年 5月31日	193,389,882,937	—	10,000	—
第13期特定期間	平成16年11月30日	242,383,275,050	—	10,000	—
第14期特定期間	平成17年 5月31日	250,666,700,377	—	10,000	—
第15期特定期間	平成17年11月30日	350,523,835,976	—	10,000	—
第16期特定期間	平成18年 5月31日	310,601,868,485	—	10,000	—
第17期特定期間	平成18年11月30日	297,338,088,053	—	10,000	—
第18期特定期間	平成19年 5月31日	347,917,907,149	—	10,000	—
第19期特定期間	平成19年11月30日	308,397,053,965	—	10,000	—
第20期特定期間	平成20年 5月31日	305,238,995,286	—	10,000	—
第21期特定期間	平成20年11月30日	274,014,280,777	—	10,000	—
第22期特定期間	平成21年 5月31日	271,092,688,610	—	10,000	—

第23期特定期間	平成21年11月30日	259,636,383,175	—	10,000	—
第24期特定期間	平成22年 5月31日	282,876,247,754	—	10,000	—
第25期特定期間	平成22年11月30日	277,001,077,787	—	10,000	—
第26期特定期間	平成23年 5月31日	296,703,476,685	—	10,000	—
平成22年6月末日		285,582,711,577	—	10,000	—
平成22年7月末日		259,537,908,003	—	10,000	—
平成22年8月末日		267,190,424,653	—	10,000	—
平成22年9月末日		271,639,733,968	—	10,000	—
平成22年10月末日		269,976,729,162	—	10,000	—
平成22年11月末日		277,001,077,787	—	10,000	—
平成22年12月末日		294,847,927,945	—	10,000	—
平成23年1月末日		291,485,190,193	—	10,000	—
平成23年2月末日		307,214,228,775	—	10,000	—
平成23年3月末日		311,010,295,771	—	10,000	—
平成23年4月末日		303,914,790,409	—	10,000	—
平成23年5月末日		296,703,476,685	—	10,000	—
平成23年6月末日		298,338,256,524	—	10,000	—

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第7期特定期間	平成13年 5月31日から 平成13年11月30日まで	0円81銭0厘
第8期特定期間	平成13年12月 1日から 平成14年 5月31日まで	0円42銭8厘
第9期特定期間	平成14年 6月 1日から 平成14年11月30日まで	0円24銭6厘
第10期特定期間	平成14年12月 1日から 平成15年 5月31日まで	0円28銭4厘
第11期特定期間	平成15年 6月 1日から 平成15年11月30日まで	0円30銭0厘
第12期特定期間	平成15年12月 1日から 平成16年 5月31日まで	0円23銭2厘
第13期特定期間	平成16年 6月 1日から 平成16年11月30日まで	0円25銭1厘
第14期特定期間	平成16年12月 1日から 平成17年 5月31日まで	0円10銭3厘
第15期特定期間	平成17年 6月 1日から 平成17年11月30日まで	0円06銭0厘
第16期特定期間	平成17年12月 1日から 平成18年 5月31日まで	0円79銭2厘
第17期特定期間	平成18年 6月 1日から 平成18年11月30日まで	8円90銭4厘
第18期特定期間	平成18年12月 1日から 平成19年 5月31日まで	14円17銭9厘
第19期特定期間	平成19年 6月 1日から 平成19年11月30日まで	17円74銭5厘

第20期特定期間	平成19年12月 1日から 平成20年 5月31日まで	17円00銭6厘
第21期特定期間	平成20年 6月 1日から 平成20年11月30日まで	18円17銭1厘
第22期特定期間	平成20年12月 1日から 平成21年 5月31日まで	12円10銭9厘
第23期特定期間	平成21年 6月 1日から 平成21年11月30日まで	5円47銭1厘
第24期特定期間	平成21年12月 1日から 平成22年 5月31日まで	3円98銭6厘
第25期特定期間	平成22年 6月 1日から 平成22年11月30日まで	3円61銭1厘
第26期特定期間	平成22年12月 1日から 平成23年 5月31日まで	3円52銭3厘

③【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
第7期特定期間	平成13年 5月31日から 平成13年11月30日まで	0.00810%
第8期特定期間	平成13年12月 1日から 平成14年 5月31日まで	0.00428%
第9期特定期間	平成14年 6月 1日から 平成14年11月30日まで	0.00246%
第10期特定期間	平成14年12月 1日から 平成15年 5月31日まで	0.00284%
第11期特定期間	平成15年 6月 1日から 平成15年11月30日まで	0.00300%
第12期特定期間	平成15年12月 1日から 平成16年 5月31日まで	0.00232%
第13期特定期間	平成16年 6月 1日から 平成16年11月30日まで	0.00251%
第14期特定期間	平成16年12月 1日から 平成17年 5月31日まで	0.00103%
第15期特定期間	平成17年 6月 1日から 平成17年 11月30日まで	0.00060%
第16期特定期間	平成17年12月 1日から 平成18年 5月31日まで	0.00792%
第17期特定期間	平成18年 6月 1日から 平成18年11月30日まで	0.08904%
第18期特定期間	平成18年12月 1日から 平成19年 5月31日まで	0.14179%
第19期特定期間	平成19年 6月 1日から 平成19年11月30日まで	0.17745%
第20期特定期間	平成19年12月 1日から 平成20年 5月31日まで	0.17006%
第21期特定期間	平成20年 6月 1日から 平成20年11月30日まで	0.18171%
第22期特定期間	平成20年12月 1日から 平成21年 5月31日まで	0.12109%
第23期特定期間	平成21年 6月 1日から 平成21年11月30日まで	0.05471%

第24期特定期間	平成21年12月 1日から 平成22年 5月31日まで	0.03986%
第25期特定期間	平成22年 6月 1日から 平成22年11月30日まで	0.03611%
第26期特定期間	平成22年12月 1日から 平成23年 5月31日まで	0.03523%

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配額の額）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、分配金は、各特定期間における収益分配金（税引き前）の合計金額です。

（4）【設定及び解約の実績】

特定期間	決算期	設定口数	解約口数
第7期特定期間	平成13年 5月31日から 平成13年11月30日まで	598,271,894,337口	631,307,842,385口
第8期特定期間	平成13年12月 1日から 平成14年 5月31日まで	674,244,161,967口	655,423,114,210口
第9期特定期間	平成14年 6月 1日から 平成14年11月30日まで	566,426,955,533口	575,303,856,601口
第10期特定期間	平成14年12月 1日から 平成15年 5月31日まで	664,273,012,137口	655,716,358,111口
第11期特定期間	平成15年 6月 1日から 平成15年11月30日まで	865,916,266,896口	820,624,045,760口
第12期特定期間	平成15年12月 1日から 平成16年 5月31日まで	1,035,285,377,362口	1,004,509,875,886口
第13期特定期間	平成16年 6月 1日から 平成16年11月30日まで	949,092,952,191口	900,099,579,159口
第14期特定期間	平成16年12月 1日から 平成17年 5月31日まで	979,803,143,910口	971,519,703,068口
第15期特定期間	平成17年 6月 1日から 平成17年 11月30日まで	1,323,736,012,913口	1,223,878,888,384口
第16期特定期間	平成17年12月 1日から 平成18年 5月31日まで	1,517,830,046,231口	1,557,752,008,645口
第17期特定期間	平成18年 6月 1日から 平成18年11月30日まで	1,038,393,257,760口	1,051,657,045,334口
第18期特定期間	平成18年12月 1日から 平成19年 5月31日まで	1,360,992,447,511口	1,310,412,630,718口
第19期特定期間	平成19年 6月 1日から 平成19年11月30日まで	1,217,849,291,883口	1,257,370,152,824口
第20期特定期間	平成19年12月 1日から 平成20年 5月31日まで	896,488,390,026口	899,646,434,058口
第21期特定期間	平成20年 6月 1日から 平成20年11月30日まで	824,758,518,822口	855,983,241,808口
第22期特定期間	平成20年12月 1日から 平成21年 5月31日まで	720,575,153,168口	723,496,726,753口
第23期特定期間	平成21年 6月 1日から 平成21年11月30日まで	1,002,835,316,985口	1,014,291,637,995口
第24期特定期間	平成21年12月 1日から 平成22年 5月31日まで	977,589,213,697口	954,349,351,891口
第25期特定期間	平成22年 6月 1日から 平成22年11月30日まで	845,693,513,665口	851,568,667,009口
第26期特定期間	平成22年12月 1日から 平成23年 5月31日まで	907,499,683,033口	887,797,300,403口

<参考情報>



第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

取得申込者は、1円以上1円単位で、取得日の前日の基準価額で購入することができます。

取得日は、販売会社が取得申込金の受領を確認した時刻により異なります。

	販売会社が取得申込金の受領を確認 ^{*1} した時刻	
	申込締切時間 ^{*2} 以前	申込締切時間 ^{*2} 過ぎ
取得日	取得申込受付日 ^{*3}	取得申込受付日の翌営業日 ^{*4}

※1 「取得申込金の受領を確認」とは、販売会社で入金を確認され、かつ、入金に基づく所定の事務手続きが完了したものをいいます。

※2 「申込締切時間」は、取得申込受付日の午後3時30分以前で販売会社が定める時刻となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※3 取得申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときには申し込みに応じないものとします。

※4 取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、取得申込日の翌営業日以降、最初に取得にかかる基準価額が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得の申し込みを行います。

取得申込者は、当初申込時に、販売会社との間で新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

証券総合口座の資金待機用ファンドとして当ファンドを買い付ける場合、同口座取引約款に基づき自動買い付けが行われます。

2【換金（解約）手続等】

a. 一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付時間は、販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約代金は、原則として元本部分のみとし、解約請求受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金は含まれません。ただし、別に定める契約を解除する場合には、解約代金は受益権に帰属する再投資前の収益分配金が含まれた金額となり、当該収益分配金に対して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>)に掲載されます。また、お問い合わせいただけます。基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ニ）一部解約金は、原則として、当該請求受付日の翌営業日から販売会社において受益者に支

払われます。

※即日引き出し（キャッシング）

販売会社によっては、受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受け取ることを希望する場合には、当該一部解約金を当該請求受付日に受益者に支払うことができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（ホ）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができるものとします。

（ヘ）上記（ホ）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求で、かつ約款第39条第2項の規定に基づかない場合の請求については、その請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に販売会社が約款第39条第2項の規定に基づかない一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

b. 受益権の買い取り

買取請求による換金はできません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

※お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価※ ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ③価格情報会社の提供する価額
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

※残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5) 【その他】**a. 信託の終了（投資信託契約の解約）**

- (イ) 委託者は、投資信託契約締結日から3年を経過した日以降において、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第43条第2項から第5項の規定にしたがいます。

- (ロ) 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第43条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- (ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- (ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第48条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき

は、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項第3号の規定に基づき、運用報告書を作成しておりません。

当ファンドの運用内容は、月次で開示されており、新光投信株式会社のインターネットホームページ (<http://www.shinkotoushin.co.jp/>) にて入手・閲覧可能です。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ) 受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ) 上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存にかかる業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

- (イ) 原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金が、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。
- (ロ) 販売会社は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応ずるものとします。なお、この場合における1口当たりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。
- (ハ) 上記（ロ）の規定にかかわらず、販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申し込みを、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が、当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申し込みとみなします。
- (ニ) 販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が、当該別に定める契約を解除する場合において、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、あるいは信託終了時において、受益者が保有する収益分配金があるときは、上記（イ）および（ロ）の規定にかかわらず、その際に当該受益者に支払います。
- (ホ) 上記（ニ）の規定に基づき別に定める契約の解除にかかる受益者に支払うべき収益分配金は、原則として、解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から、販売会社において受益者に支払うものとします。
- (ヘ) 上記（ニ）の規定に基づき信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金は、信託終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に販売会社において受益者に支払うものとします。
- (ト) 受益者が、上記（ホ）および（ヘ）に規定する収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

b. 一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受け付けた日の翌営業日から販売会社において

受益者に支払います。

ただし、販売会社（委託者が別に定める販売会社を除きます。）が受益者からの一部解約の実行の請求（受益者が新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資契約を解除することにより、自己に帰属する受益権の全部について行う一部解約の実行の請求を除きます。）を午後零時（正午）以前に受け付けた場合で、当該受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合には、販売会社は当該一部解約金を当該請求受付日に受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に販売会社において受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第25期特定期間（平成22年6月1日から平成22年11月30日まで）及び第26期特定期間（平成22年12月1日から平成23年5月31日まで）について同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期特定期間（平成22年6月1日から平成22年11月30日まで）及び第26期特定期間（平成22年12月1日から平成23年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド） 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第25期特定期間末 (平成22年11月30日現在)	第26期特定期間末 (平成23年 5月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	309,926	299,263
コール・ローン	50,538,000,000	46,401,000,000
国債証券	156,478,633,657	147,976,257,017
コマーシャル・ペーパー	44,993,470,493	65,989,891,682
現先取引勘定	9,997,314,400	—
未収利息	110,475	76,275
その他未収収益	59,562	136,825
差入保証金	14,993,984,278	46,335,545,909
流動資産合計	277,001,882,791	306,703,206,971
資産合計	277,001,882,791	306,703,206,971
負債の部		
流動負債		
未払金	—	9,998,895,000
未払収益分配金	554,002	563,736
未払受託者報酬	18,973	20,322
未払委託者報酬	208,699	223,543
その他未払費用	23,330	27,685
流動負債合計	805,004	9,999,730,286
負債合計	805,004	9,999,730,286
純資産の部		
元本等		
元本	277,001,070,551	296,703,453,181
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,236	23,504
元本等合計	277,001,077,787	296,703,476,685
純資産合計	277,001,077,787	296,703,476,685
負債純資産合計	277,001,882,791	306,703,206,971

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期特定期間 自平成22年 6月 1日 至平成22年11月30日	第26期特定期間 自平成22年12月 1日 至平成23年 5月31日
営業収益		
受取利息	33,825,971	38,573,382
有価証券売買等損益	85,320,416	86,792,600
その他収益	25,367,277	30,040,776
営業収益合計	144,513,664	155,406,758
営業費用		
受託者報酬	3,397,247	3,703,791
委託者報酬	37,369,565	40,741,623
その他費用	5,874,098	6,301,114
営業費用合計	46,640,910	50,746,528
営業利益	97,872,754	104,660,230
経常利益	97,872,754	104,660,230
当期純利益	97,872,754	104,660,230
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	23,859	7,236
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	97,889,377	104,643,962
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,236	23,504

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第25期特定期間 自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日	第26期特定期間 自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及びコマーシャル・ペーパー個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。	国債証券及びコマーシャル・ペーパー 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第25期特定期間末 [平成22年11月30日現在]	第26期特定期間末 [平成23年 5月31日現在]
1. 差入保証金	現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。14,993,984,278円の現金を担保に供し、有価証券14,993,984,278円を借入れております。	現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。46,335,545,909円の現金を担保に供し、有価証券46,335,545,909円を借入れております。
2. 期首元本額	282,876,223,895円	277,001,070,551円
期中追加設定元本額	845,693,513,665円	907,499,683,033円
期中一部解約元本額	851,568,667,009円	887,797,300,403円
3. 特定期間末日における受益権の総数	277,001,070,551口	296,703,453,181口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第25期特定期間 自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日	第26期特定期間 自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日
1. その他収益	現金担保付債券貸借取引に係る担保金に対する利息であります。	現金担保付債券貸借取引に係る担保金に対する利息であります。
2. その他費用	主に、信託財産に係る監査報酬であります。	主に、信託財産に係る監査報酬であります。
3. 分配金の計算過程	日々決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金に充当しております。 なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計額は97,896,613円、分配金額の合計額は97,889,377円であります。	日々決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金に充当しております。 なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計額は104,667,466円、分配金額の合計額は104,643,962円であります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第25期特定期間 自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日	第26期特定期間 自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券、コマーシャル・ペーパーであり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

①貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

②時価の算定方法

第25期特定期間 自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日	第26期特定期間 自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日
1.国債証券及びコマーシャル・ペーパー 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1.国債証券及びコマーシャル・ペーパー 同左
2.コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2.コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第25期特定期間末 〔平成22年11月30日現在〕	第26期特定期間末 〔平成23年 5月31日現在〕
	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	476,116	417,318
コマーシャル・ペーパー	141,581	217,956
合 計	617,697	635,274

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第25期特定期間末 [平成22年11月30日現在]	第26期特定期間末 [平成23年 5月31日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第25期特定期間 自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日	第26期特定期間 自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第25期特定期間末 [平成22年11月30日現在]	第26期特定期間末 [平成23年 5月31日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0000円 (10,000円)	1.0000円 (10,000円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
国債証券	第115回国庫短期証券	1,000,000,000	999,931,310	
	第115回国庫短期証券	1,000,000,000	999,947,497	
	第115回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,762,500	
	第121回国庫短期証券	1,000,000,000	999,825,276	
	第130回国庫短期証券	500,000,000	499,870,868	
	第136回国庫短期証券	1,000,000,000	999,639,973	
	第145回国庫短期証券	1,000,000,000	999,571,184	
	第151回国庫短期証券	500,000,000	499,709,925	
	第151回国庫短期証券	500,000,000	499,703,957	
	第156回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,936,536	
	第156回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,872,995	
	第159回国庫短期証券	500,000,000	499,512,830	
	第159回国庫短期証券	500,000,000	499,585,268	
	第163回国庫短期証券	3,000,000,000	2,999,646,477	
	第165回国庫短期証券	1,000,000,000	999,118,960	
	第165回国庫短期証券	500,000,000	499,566,347	
	第170回国庫短期証券	3,500,000,000	3,499,160,557	
	第172回国庫短期証券	1,000,000,000	998,781,500	
	第172回国庫短期証券	500,000,000	499,436,498	
	第175回国庫短期証券	4,000,000,000	3,999,934,688	
	第175回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,927,870	
	第175回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,930,230	
	第176回国庫短期証券	3,000,000,000	2,998,934,199	

第177回国庫短期証券	3,000,000,000	2,999,887,440	
第178回国庫短期証券	1,000,000,000	998,509,828	
第178回国庫短期証券	500,000,000	499,356,352	
第179回国庫短期証券	3,500,000,000	3,499,738,315	
第179回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,726,200	
第179回国庫短期証券	4,000,000,000	3,999,789,988	
第179回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,739,460	
第181回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,837,600	
第181回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,837,600	
第182回国庫短期証券	4,000,000,000	3,999,623,440	
第182回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,545,300	
第182回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,547,290	

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
国債証券	第182回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,550,000	
	第183回国庫短期証券	3,500,000,000	3,499,586,146	
	第183回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,447,800	
	第184回国庫短期証券	2,500,000,000	2,498,912,000	
	第185回国庫短期証券	4,000,000,000	3,999,988,500	
	第185回国庫短期証券	4,000,000,000	3,999,988,500	
	第185回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,985,430	
	第185回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,986,155	
	第185回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,986,155	
	第186回国庫短期証券	3,000,000,000	2,999,582,064	
	第186回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,345,000	
	第187回国庫短期証券	1,000,000,000	998,751,784	
	第188回国庫短期証券	1,000,000,000	999,847,488	
	第189回国庫短期証券	1,000,000,000	999,826,505	
	第190回国庫短期証券	1,000,000,000	999,806,458	
	第191回国庫短期証券	3,000,000,000	2,998,523,166	
	第192回国庫短期証券	2,500,000,000	2,499,482,820	
	第193回国庫短期証券	1,000,000,000	998,712,634	
	第193回国庫短期証券	500,000,000	499,368,174	
	第194回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,540,436	
	第195回国庫短期証券	1,000,000,000	999,846,852	
	第196回国庫短期証券	1,000,000,000	999,746,692	
国 債 証 券 小 計		148,000,000,000	147,976,257,017	
コマーシャル ・ペーパー	東日本旅客鉄道	3,000,000,000	2,999,956,849	
	東日本旅客鉄道	1,000,000,000	999,982,739	
	東日本旅客鉄道	3,000,000,000	2,999,930,959	
	中部電力	5,000,000,000	4,998,967,550	
	中部電力	2,000,000,000	1,998,959,534	
	関西電力	3,000,000,000	2,999,797,820	
	関西電力	3,000,000,000	2,999,706,867	
	関西電力	3,000,000,000	2,999,409,039	
	関西電力	2,000,000,000	1,999,590,111	
	中国電力	5,000,000,000	4,999,730,431	
	中国電力	5,000,000,000	4,999,561,952	
	北陸電力	5,000,000,000	4,999,133,860	
	九州電力	5,000,000,000	4,999,046,787	
	九州電力	3,000,000,000	2,999,001,831	

	九州電力	3,000,000,000	2,998,777,390	
	北海道電力	5,000,000,000	4,999,524,428	
	沖縄電力	5,000,000,000	4,999,656,610	
	沖縄電力	5,000,000,000	4,999,156,925	
	コマーシャル・ペーパー 小 計	66,000,000,000	65,989,891,682	
	有 価 証 券 合 計	214,000,000,000	213,966,148,699	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年6月30日現在）

I 資産総額	309,338,185,607 円
II 負債総額	10,999,929,083 円
III純資産総額（I－II）	298,338,256,524 円
IV発行済口数	298,338,236,899 口
V1万口当たり純資産額（III／IV）	10,000 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成23年6月末現在）

資本金の額 45億2,430万円

会社が発行する株式総数 3,000,000株

発行済株式総数 1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

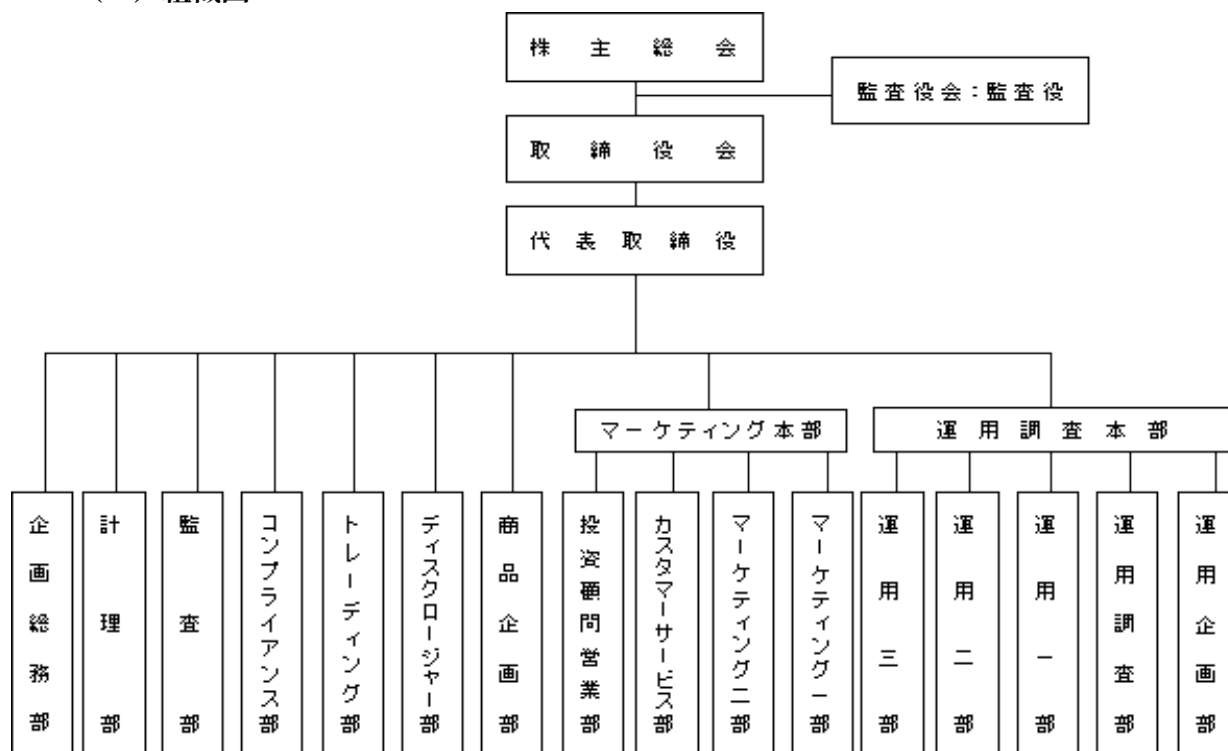
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

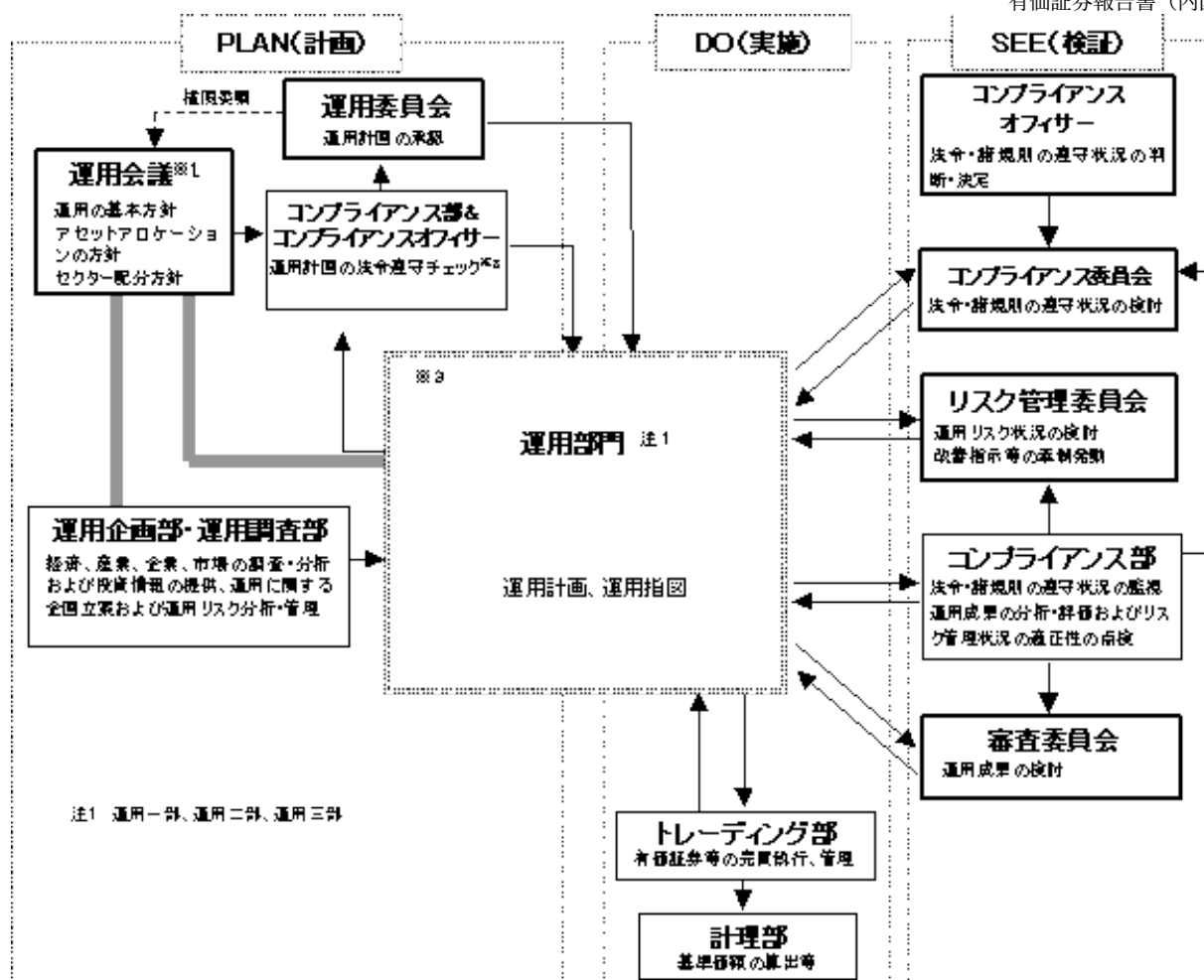
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年6月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成23年6月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	179	2,207,829
株式投資信託（合計）	150	1,779,926
単位型	2	7,227
追加型	148	1,772,698
公社債投資信託（合計）	29	427,902
単位型	2	915
追加型	27	426,987

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,375,054	8,121,107
有価証券	3,516,497	6,541,218
貯蔵品	4,913	4,821
前払金	24,431	45,671
前払費用	17,381	16,884
未収入金	4	96
未収委託者報酬	1,335,057	1,503,847
未収運用受託報酬	—	4,814
未収収益	33,303	30,417
繰延税金資産	138,637	169,661
流動資産合計	10,445,281	16,438,542
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 24,796	※2 25,487
器具・備品（純額）	※2 38,095	※2 43,414
リース資産（純額）	※2 13,067	※2 7,465
有形固定資産合計	75,959	76,366
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	※3 73,596	※3 28,112
無形固定資産合計	73,688	28,203
投資その他の資産		
投資有価証券	11,880,034	5,913,628
関係会社株式	77,100	77,100
長期貸付金	31	—
長期前払費用	1,113	75
長期未収入金	12,000	4,800
長期差入保証金	109,547	118,123

長期繰延税金資産	12,320	66,752
前払年金費用	467,715	521,967
長期性預金	500,000	1,300,000
その他	27,500	22,000
投資その他の資産合計	13,087,362	8,024,447
固定資産合計	13,237,010	8,129,018
資産合計	23,682,292	24,567,560

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	12,900	13,619
リース債務	23,125	11,280
未払金		
未払収益分配金	1,186	968
未払償還金	61,755	29,105
未払手数料	※1 714,037	※1 797,625
その他未払金	115,791	207,650
未払金合計	892,771	1,035,350
未払費用	※1 71,575	158,152
未払法人税等	449,865	524,492
賞与引当金	164,600	227,900
役員賞与引当金	24,200	29,600
流動負債合計	1,639,036	2,000,396
固定負債		
長期リース債務	16,722	8,870
退職給付引当金	171,861	163,241
役員退職慰労引当金	66,958	93,958
執行役員退職慰労引当金	112,916	123,916
固定負債合計	368,458	389,987
負債合計	2,007,495	2,390,383
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計	14,502,612	15,125,082
自己株式	△6,074	△6,827
株主資本合計	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△107,742	△227,077
評価・換算差額等合計	△107,742	△227,077
純資産合計	21,674,796	22,177,176
負債純資産合計	23,682,292	24,567,560

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,140,218	13,707,658
運用受託報酬	—	7,734
営業収益合計	10,140,218	13,715,392
営業費用		
支払手数料	※1 5,826,460	※1 7,740,156
広告宣伝費	187,354	233,413
公告費	4,179	2,409
調査費		
調査費	242,434	236,790
委託調査費	257,308	628,364
図書費	6,518	6,246
調査費合計	506,260	871,401
委託計算費	272,725	305,544
営業雑経費		
通信費	34,774	35,855
印刷費	163,737	184,349
協会費	8,276	9,581
諸会費	3,179	2,846
その他	16,843	15,462
営業雑経費合計	226,811	248,095
営業費用合計	7,023,791	9,401,021
一般管理費		
給料		
役員報酬	※2 91,000	※2 92,400
給料・手当	1,065,538	1,163,225
賞与	152,422	196,708
給料合計	1,308,961	1,452,333
交際費	13,397	14,854
寄付金	5,017	4,189
旅費交通費	62,733	79,127
租税公課	35,175	39,168
不動産賃借料	195,056	202,024
賞与引当金繰入	164,600	227,900
役員賞与引当金繰入	24,200	29,600
役員退職慰労引当金繰入	26,583	27,000
退職給付費用	154,016	138,708
減価償却費	78,655	74,876
諸経費	331,667	401,431
一般管理費合計	2,400,064	2,691,215
営業利益	716,362	1,623,156

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	77,279	65,366
有価証券利息	74,885	54,422

受取利息	16,170	22,062
時効成立分配金・償還金	38,109	33,486
雑益	20,760	5,316
営業外収益合計	227,206	180,654
営業外費用		
支払利息	1,833	1,110
時効成立後支払分配金・償還金	4,940	1,617
雑損	1,979	924
営業外費用合計	8,753	3,652
経常利益	934,815	1,800,158
特別利益		
投資有価証券売却益	3,827	153,176
特別利益合計	3,827	153,176
特別損失		
固定資産除却損	※3 335	※3 6,253
投資有価証券売却損	3,060	78,650
投資有価証券評価損	—	17,772
ゴルフ会員権評価損	—	5,500
過年度減価償却費	41,013	—
本社移転費用	24,575	—
特別損失合計	68,983	108,176
税引前当期純利益	869,659	1,845,159
法人税、住民税及び事業税	※4 472,673	※4 734,171
法人税等調整額	△106,678	△3,586
法人税等合計	365,994	730,585
当期純利益	503,664	1,114,573

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	—	—

当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,012,604	2,024,119
当期変動額		
剰余金の配当	△492,149	△492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計		
前期末残高	14,491,097	14,502,612
当期変動額		
剰余金の配当	△492,149	△492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	14,502,612	15,125,082

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
自己株式		
前期末残高	△4,616	△6,074
当期変動額		
自己株式の取得	△1,457	△753
当期変動額合計	△1,457	△753
当期末残高	△6,074	△6,827
株主資本合計		
前期末残高	21,772,481	21,782,538
当期変動額		
剰余金の配当	△492,149	△492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	△1,457	△753
当期変動額合計	10,057	621,716
当期末残高	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△500,670	△107,742
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	392,928	△119,335
当期変動額合計	392,928	△119,335
当期末残高	△107,742	△227,077
純資産合計		

前期末残高	21,271,810	21,674,796
当期変動額		
剰余金の配当	△492,149	△492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	△1,457	△753
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	392,928	△119,335
当期変動額合計	402,985	502,380
当期末残高	21,674,796	22,177,176

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は、全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降 に取得した建物（建物附属設備を除 く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 （5年）に基づく定額法により償却し ております。	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 同左 (2)無形固定資産 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
2. 固定資産の減価償却 の方法	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産

3. 引当金の計上基準	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりますが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当事業年度から定率法に変更しております。 この変更により、前事業年度までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は25,403千円減少し、営業利益及び経常利益は15,609千円増加し、税引前当期純利益は25,403千円減少しております。 (1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。 ----- (1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左
-------------	--	---

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (会計方針の変更)	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 -----

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (5)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	(4)役員退職慰労引当金 同左 (5)執行役員退職慰労引当金 同左 消費税等の会計処理 同左
----------------------------	---	---

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
――	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当期から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
※ 1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 563,753千円 未払費用 1,732千円 ※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 78,630千円 器具備品 333,552千円 リース資産 89,011千円 ※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 177,141千円	※ 1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 639,627千円 ※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 60,723千円 器具備品 329,664千円 リース資産 98,457千円 ※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 202,238千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,620,554千円	※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 6,121,248千円
※ 2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内	※ 2. 役員報酬の範囲額 同左
※ 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 335千円	※ 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 4,333千円 器具・備品 1,919千円
※ 4. 法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円であります。	※ 4. 法人税、住民税及び事業税734,171千円のうち法人税は500,839千円、住民税は107,473千円、事業税125,859千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	474	169	—	643

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	643	113	—	756

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、 ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却方法 同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
其他有価証券	10,154,947	10,154,947	—
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	5,374,756	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	—	—
其他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	—
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	—	—	—

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融

商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,121,107	8,121,107	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	3,519,057	3,534,800	15,742
其他有価証券	8,686,616	8,686,616	—
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	1,503,847	—
(4) 長期性預金	1,300,000	1,300,000	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、当期において、其他有価証券で時価のある投資信託について17,772千円減損処理を行っております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	326,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,120,113	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	2,000,000	1,500,000	—	—
其他有価証券	3,023,600	874,417	74,684	—
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	—	—	—
(4) 長期性預金	—	1,300,000	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	4,945,411	4,975,340	29,928
	(3)その他	—	—	—
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

2. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	62,732	45,457	17,275
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,318,700	2,315,921	2,778
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672
	小計	3,747,565	3,498,839	248,726
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,311,300	1,313,244	△1,944
	③その他	—	—	—
	(3)その他	5,096,082	5,524,523	△428,440
	小計	6,407,382	6,837,767	△430,385
合計		10,154,947	10,336,606	△181,659

（注）非上場株式（貸借対照表計上額296,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	14,200	2,705	△3,060
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	132,566	10,599	△8,149
合計	146,766	13,304	△11,209

当事業年度（平成23年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	3,519,057	3,534,800	15,742
	(3)その他	—	—	—
	小計	3,519,057	3,534,800	15,742
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		3,519,057	3,534,800	15,742

2. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,011,100	1,007,222	3,877
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,055,620	1,023,000	32,620
	小計	2,066,720	2,030,222	36,498

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	44,761	45,457	△695
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	705,120	705,468	△348
	③その他	—	—	—
	(3)その他	5,870,014	6,288,333	△418,319
	小計	6,619,895	7,039,259	△419,363
合計		8,686,616	9,069,481	△382,865

（注）非上場株式（貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	98,200	51,200	—
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	3,377,773	104,121	△80,775
合計	3,475,973	155,321	△80,775

5. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について17,772千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）及び当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付債務（千円）	△863,276	△923,938
(2)年金資産（千円）	891,335	940,384
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)（千円）	28,058	16,445
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	367,470	417,207
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	△99,674	△74,927
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)（千円）	295,854	358,725
(7)前払年金費用（千円）	467,715	521,967
(8)退職給付引当金(6)－(7)（千円）	171,861	163,241

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成21年4月1日	当事業年度 (自 平成22年4月1日
--	-----------------------	-----------------------

	至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
(1)勤務費用（千円）（注1）	88,343	82,778
(2)利息費用（千円）	17,358	21,581
(3)期待運用収益（減算）（千円）	14,831	17,826
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	75,157	63,027
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	△24,747	△24,747
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)（千円）	141,279	124,813
(7)その他（千円）（注2）	12,736	13,894
(8)退職給付費用(6)+(7)（千円）	154,016	138,708

（注）1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 24,086千円、当事業年度 23,250千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.5%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産（千円）	繰延税金資産（千円）
賞与引当金損金算入限度超過額 76,822	賞与引当金損金算入限度超過額 104,776
減価償却費限度超過額 9,711	減価償却費限度超過額 8,449
退職給付引当金損金算入限度超過額 115,876	退職給付引当金損金算入限度超過額 116,844
役員退職慰労引当金否認額 27,245	役員退職慰労引当金否認額 38,231
投資有価証券評価損否認 67,362	投資有価証券評価損否認 7,231
非上場株式評価損否認 32,458	非上場株式評価損否認 32,458
未払事業税否認 36,960	未払事業税否認 42,773
有価証券評価差額 73,917	有価証券評価差額 155,788
その他 49,290	その他 40,414
繰延税金資産小計 489,645	繰延税金資産小計 546,968
評価性引当額 △143,338	評価性引当額 △ 96,431
繰延税金資産合計 346,307	繰延税金資産合計 450,536
繰延税金負債	繰延税金負債
前払年金費用 △190,313	前払年金費用 △212,388
その他 △5,036	その他 △1,733
繰延税金負債合計 △195,349	繰延税金負債合計 △214,121
繰延税金資産の純額 150,957	繰延税金資産の純額 236,414
（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
（千円）	（千円）
流動資産－繰延税金資産 138,637	流動資産－繰延税金資産 169,661
固定資産－長期繰延税金資産 12,320	固定資産－長期繰延税金資産 66,752

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.69 (調整) 役員給与永久に損金算入されない項目 0.53 交際費等永久に損金算入されない項目 0.81 受取配当金等永久に益金に算入されない項目△0.09 住民税均等割等 0.21 税効果未認識差異 △2.54 その他 △0.01 税効果会計適用後の法人税等の負担率 39.59
--	--

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） (注3)	科目	期末残高（千円） (注3)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.04	当社設定の投資信託受益権の募集	債券等の現先取引 (注1)	1,099,573	短期貸付金	—

						・販売 役員の兼任	当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注2）	4,620,554	未払手 数料	563,753
--	--	--	--	--	--	--------------	--	-----------	-----------	---------

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注1）	148,802	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注2） ハウジングサービス料支払（注2）	44,184 16,824	その他未払金 その他未払金	3,866 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社（旧みずほ証券株式会社）と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引（注1） 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注2）	999,719 6,121,248	短期貸付金 未払手数料	— 639,627

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子

会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社 (注4)	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借 (注1)	160,641	長期差入保証金	107,916
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 (注2) ハウジングサービス料支払 (注2)	48,084 16,824	その他未払金 その他未払金	5,808 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。
4. 同一の親会社を持つ会社である新光ビルディング株式会社は、平成22年7月1日に、商号をみずほ証券プロパティマネジメント株式会社としております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 11,892円19銭 1株当たり当期純利益金額 276円33銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 12,168円58銭 1株当たり当期純利益金額 611円54銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	21,674,796	22,177,176
普通株式に係る純資産額 (千円)	21,674,796	22,177,176
普通株式の発行済株式数 (千株)	1,823	1,823
普通株式の自己株式数 (千株)	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	1,822	1,822

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益 (千円)	503,664	1,114,573
普通株式に係る当期純利益 (千円)	503,664	1,114,573
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,822	1,822

(重要な後発事象)

前事業年度	当事業年度
-------	-------

（自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 中央三井アセット信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成23年6月末現在、11,000百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成23年6月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新和証券株式会社	780	同上

西村証券株式会社	500	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
北田証券株式会社	100	同上
岡安証券株式会社	500	同上
三豊証券株式会社	300	同上
八十二証券株式会社	800	同上
三木証券株式会社	500	同上
第一生命保険株式会社	210,200	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

(1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(2) 委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成23年2月28日

有価証券報告書	平成23年 2 月28日
臨時報告書	平成22年12月10日
	平成23年 3 月10日

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成22年12月1日から平成23年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成23年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年12月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成22年6月1日から平成22年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成22年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)